

# 平成29年度提案型協働事業応募要項

## 協働事業提案制度とは

担当課：協働自治推進課

公共的な課題の解決に向けて市と協働で実施したい事業を市民の皆さんが自由に提案する市民提案型協働事業と、市が公共的な課題をテーマにし、そのテーマに沿った提案を募集する行政提案型協働事業の2種類があります。採択された事業は情報提供、情報発信、経費支援など相互に連携して取り組みます。

## 1. 募集する事業

市民活動団体と市が協働で実施することができる事業で、以下の中から選択し提案してください。

- 「市民提案型協働事業」・・・地域課題などの解決に向けて市と協働で実施したい事業を自由に企画・提案してください。
- 「行政提案型協働事業」・・・次の3つのテーマに沿った事業を提案してください。

※各テーマの詳細は直接担当課へお問い合わせください

### 1)「災害時要援護者避難支援事業のサポート」

担当課：防災課

経費の支援：上限額 20 万円

地域支援者を核とした支援体制の構築を円滑に進めるためのサポート活動を行う。

### 2)「駅前発！楽しく学ぶ自分磨き講座」

担当課：社会教育課

経費の支援：上限額 20 万円

“楽しく自分磨き”を学びのコンセプトとして、現代的課題や地域課題に関する講座を、月に一度週末の夜に中央公民館で開催する。(全5回)

### 3)「市民活動団体のための資金獲得講座」

担当課：協働自治推進課

経費の支援：上限額 8 万円

市民活動団体が資金を獲得し、活動を活性化させるため、資金獲得ノウハウ講座を開催する。また、講座の内容をまとめたリーフレットを作成する。

## 2. 応募できる団体

市内で公益性のある活動をする市民活動団体で、次のすべての要件を満たす団体であることが必要です。

- (1) 5人以上の会員で組織し、その過半数が市内に在住、在勤、在学のいずれかの条件を満たしていること。
- (2) 活動の拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行なっていること。
- (3) 組織の運営に関する規約等があること。
- (4) 適正な会計処理が行われていること。



## 3. 対象となる事業

「1. 募集する事業」に沿った事業内容で、次のすべての要件を満たす事業であることが必要です。

- (1) 公益的な事業であって、協働で実施することにより地域課題や行政課題の解決が図られ、市の施策として展開できるもの。
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できるもの。
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果及び市民の自治力の向上が期待できるもの。
- (4) 提案する市民活動団体等が自ら実施することが可能であるもの。
- (5) 収支の見積り等が適正であるもの。

## 4. 事業実施期間

平成29年6月1日から平成30年2月末日まで (※行政提案は実施期間が定められている場合があります)

## 5. 応募に必要な書類

「1. 募集する事業」に沿った事業の提案を次の応募書類で作成し、提出してください。

※応募に必要な書類は市公式ホームページからダウンロードできます。

- (1) 協働事業に関する提案書（様式第1号）
- (2) 協働事業に関する企画書（様式第2号）
- (3) 協働事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 協働事業実施スケジュール（様式第4号）
- (5) 協働事業提案団体概要書（様式第5号）
- (6) 団体の定款、規約又は会則等
- (7) 団体の会員名簿
- (8) その他参考資料



## 6. 経費の支援

事業の実施に経費が必要な場合には、市民提案型協働事業は、事業内容によって1事業につき50万円を上限に予算の範囲内で狭山市協働事業補助金を支給します（1千円未満は切り捨て、申請回数によって補助率の上限あり）。

行政提案型協働事業は、事業内容によって上限額を超えない範囲で補助金または、市との委託契約によって経費の支援をします。補助金を申請する場合には、狭山市協働事業補助金交付要綱に定める書類の提出が必要になります。

※団体の構成員のみを対象とした講座や講演会、団体運営に係る経費、備品購入費（要相談）、光熱水費（要相談）、飲食費、事務所の賃借料、その他事業に直接関わらない経費は対象外となります。

## 7. 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 原則として、団体の責任において事業を実施していただきます。そのため、事業実施の際に生じた事故等によるトラブルを未然に防ぐため、傷害保険等に加入していただく場合があります。
- (2) 担当課との協議の中で、事業内容を一部変更していただく場合があります。
- (3) 協働事業を実施する団体と市は、事業を円滑に遂行するため、事業実施中は積極的にコミュニケーションを図ることが求められます。また、市は事業の進捗状況を把握して、トラブルなどを未然に防ぐため、団体に対し、事業の実施状況について報告を求めることがあります。
- (4) 予期されない事態により、事業の中止や廃止、変更をしていただく場合があります。

## 8. 書類の提出期間と提出先

平成29年3月10日（金）から平成29年4月7日（金）17時までに市民部協働自治推進課協働推進担当（市役所2階）に直接持参してください。※書類提出の前に必ず事前にご相談ください

## 9. これまでの提案型協働事業

これまで実施してきた提案型協働事業や提案型協働事業の年間スケジュール、提出書類を、市の公式ホームページ（右QRコード）から確認することができます。

## 10. 問い合わせ

狭山市 市民部 協働自治推進課 協働推進担当

TEL: 04-2953-1111 内線 2512（平日 8:30～17:15）

Email: kyodo@city.sayama.saitama.jp



市公式HP